

保存期間：10年
(平成40年末)
平成30年1月24日

資料	5-1
----	-----

説明資料

I 政府税制調査会における議論

(「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月))

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成29年11月）の概要

経済社会のICT化の進展等

- ICTの普及・発展（企業の財務・会計処理等におけるシステムの利用、個人へのスマートフォンの普及等）
- マイナンバー制度等のインフラの整備

- 取引形態の変化（C to C取引の増加等）
- ギグエコノミーの進展（インターネットを通じて個別の仕事を請け負う働き方の増加等）

税務手続の電子化等

- 税務手続におけるICTやデータの活用を進め、
 - －全ての納税者が簡便・正確に手続を行うことができる環境を整備
 - －官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る

【個人(非事業者)】

- 確定申告・年末調整が、基本的に携帯電話端末（スマートフォン）等で完結する仕組みを整備
- ※将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性

【法人】

- 電子申告システム（e-Tax）の機能改善、提出書類の見直し等を進め、併せて大法人に電子申告を義務化
- 将来的には、中小法人を含め、電子申告利用率100%を目指す

【個人・法人共通】

- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、認証手続を簡便化
- 行政機関間のデータ連携を推進し、情報提出の重複を削減
- 電子帳簿を普及させ、文書保存の負担を軽減

個人所得課税の見直し等

- 多様な働き方を踏まえた所得計算のあり方
働き方の多様化を踏まえ、「所得計算上の控除」から「人的控除」に負担調整のウェイトをシフトすることが適当
- 人的控除の控除方式のあり方
主要国における「税額控除方式」や「ゼロ税率方式」、「通減・消失型の所得控除方式」を参考に、控除方式のあり方を見直し
- 経済社会のICT化に対応した所得把握のあり方
デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得を、適切に把握するための方策について検討
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度
個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築する観点から、総合的な枠組について検討

- ・官民のデータによるやり取りが進むことにより、様々な情報を活用した制度が設計可能
- ・制度を適切に運営し、その下で国民の利便性を高めるためにも、税務手続の電子化が重要

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成29年11月） 税務手続の電子化等に係る考え方（概要）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。その際、情報セキュリティの確保等にも配慮。
 - ◇ 働き方の多様化（副業・兼業の増加等）が進展し、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用等を通じて、すべての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境を整備する。
 - ◇ 官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。

経済社会のICT化（情報システムや情報通信ネットワークの普及等）

マイナンバー、マイナポータル、法人番号等

情報通信技術・端末の発展（クラウドサービス、スマートフォン等）

<納税者によるデータの取得・活用・提出等>

1. 個人関係（所得税）

- 確定申告・年末調整手続を電子化し、一連の情報の流れが基本的にオンラインで完結する仕組みを整備
（注）将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性
- 特にニーズの強い基本的な類型から、携帯電話端末（スマートフォン）等による電子申告を実現
⇒ 対象を随時拡大し、基本的にスマートフォン等で手続が完結する姿を目指す
- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、電子申告の認証手続を簡便化
- 利便性を高め、マイナンバーカード・マイナポータルの普及を促進

2. 法人関係（法人税）

- e-Taxシステムの機能改善、提出書類の見直し、認証手続（電子署名）の簡便化等を進め、企業が申告等のデータをデータのまま円滑に提出できる環境を整備
- 併せて、大法人について法人税等の電子申告を義務化
- 中小法人については、電子申告の利用促進を図る
⇒ 将来的には、ICT環境の進展等も踏まえ、中小法人を含め、法人税等の電子申告利用率100%を目指す

3. 納税手続関係

- 電子納税等の利便性を高め、納付のキャッシュレス化を推進

<納税者によるデータの作成・保存>

- 電子帳簿等保存制度を利用促進し、文書保存の負担を軽減



<行政機関間のデータ連携>

- 行政機関間のデータ連携を拡大し、情報提出の重複を削減

官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上

- 国税当局において基本的に実施できる施策については、スピード感をもって取組を進め、今後数年間で着実に実現を図るべき。また、実施に当たり省庁横断的な検討作業やマイナポータルの整備・活用等が必要な施策も、その進捗を踏まえ、スピード感をもって取組を進めるべき。

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成29年11月）

個人所得課税の見直しに係る考え方（概要）

- 経済社会のICT化等による働き方の多様化を踏まえ、所得計算や所得把握のあり方等を含め、個人所得課税のあり方を見直すべきではないか。

（１）人的控除の控除方式のあり方

- 我が国の現行の「所得控除方式」については、高所得者にも税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しい、高所得者ほど税負担軽減額が大きいことは望ましくない、等の指摘がある。
- 「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」、「逡減・消失型の所得控除方式」といった主要国の負担調整の仕組みを参考に、見直しに向けた検討を進めていくべきではないか。

（２）働き方の多様化を踏まえた個人所得課税のあり方

- ① 働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方
 - 「所得計算上の控除」と「人的控除」の負担調整のあり方
近年の働き方の多様化に対応する観点からは、特定の働き方等のみ適用される給与所得控除や公的年金等控除といった「所得計算上の控除」から、働き方等によらず広く適用される基礎控除等の「人的控除」へと、負担調整のウェイトをシフトさせていくことが適当ではないか。
 - 給与所得控除のあり方
現行の給与所得控除の水準は、実際の勤務関連経費や、主要国の概算控除と比較しても、手厚い水準となっている。主要国の概算控除は、日本より大幅に低い水準において、定額制が、一定の上限が設定されている。中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要ではないか。当面、特に実際の勤務関連経費や主要国との乖離が著しい高所得者の給与所得控除の水準について、引き続き、見直しを進めていくことが適当ではないか。
 - 公的年金等控除のあり方
公的年金等控除は、上限が無く、また、公的年金等以外の所得がどれほど高くても、公的年金等収入のみで暮らす者と同じ控除が受けられる仕組みとなっている。公的年金等が経済的稼働力が減退局面にある者の生計手段であることを考慮し、高所得者に係る公的年金等控除のあり方を見直しを行うことが適当ではないか。
- ② 経済社会のICT化等を踏まえた所得把握のあり方
経済取引のICT化の進展に伴い拡大するデジタルエコノミーを通じて稼働する者の所得は、現行の所得税制では把握が困難な場合がある。これらの新たな経済取引の普及拡大の重要性に留意しつつ、諸外国の制度も参考に、適切な所得把握の方策の検討を進めるべきではないか。

（３）老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方

- 就労形態や勤務先企業、投資対象となる金融商品によって利用できる制度が細分化され、税制上受けられる支援の大きさが異なる。また、退職給付も、一時金払いか年金払いかにより税制上の取扱いが異なり、かつ、退職所得控除の仕組みが転職に中立ではないとの指摘がある。
- 企業年金や退職給付等に係る税制について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築する観点から、細分化された各制度を包括的に扱う総合的な枠組みについて検討すべきではないか。

Ⅱ 平成30年度税制改正における対応

平成30年度 政府税制改正大綱の概要(国税)

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税(仮称)の創設等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。

1. 個人所得課税の見直し

- ・ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
- ・ 各種控除の適正化
- ・ 税務手続の電子化

2. デフレ脱却・経済再生

<生産性革命の実現>

- ・ 賃上げ・生産性向上のための税制

<企業の事業承継・競争力強化>

- ・ 事業承継税制の拡充
- ・ 事業再編の環境整備

<観光立国・地方創生の実現>

- ・ 観光財源の確保
- ・ 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上
- ・ 地方拠点強化税制の見直し

3. 経済社会の国際化・ICT化等への対応

- ・ 国際課税に関する制度の見直し
- ・ 外国人の出国後の相続税納税義務の見直し
- ・ 円滑・適正な納税のための環境整備

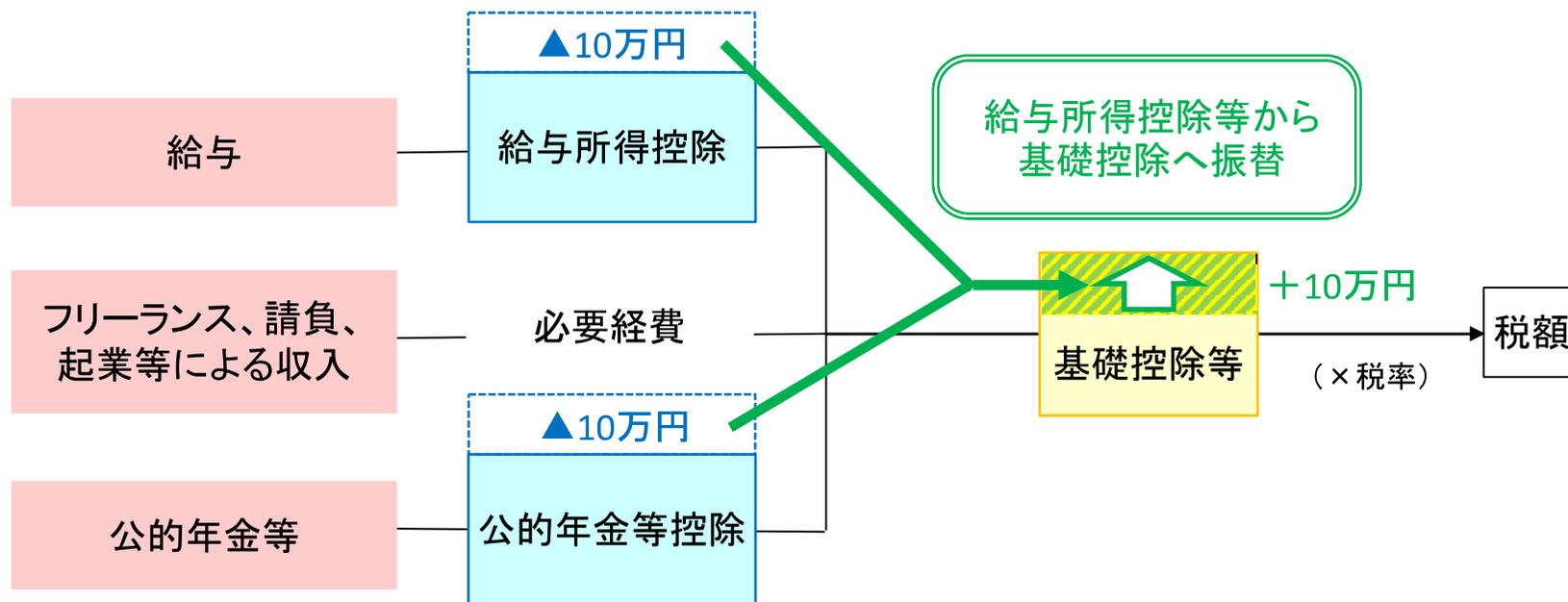
4. たばこ税の見直し

1. 個人所得課税の見直し

- 働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、骨太の方針・29年度与党大綱を踏まえ、見直し。
- 所得税は家計に直結する税制。負担の急激な変動を避けるとともに、子育て世帯等に配慮。また、準備期間を十分に確保するため、平成32年(2020年)1月から施行。

○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- ▶ 我が国の個人所得課税は、多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組み。
- ▶ 給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えることにより、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人をあまねく応援することができ、働き方改革の後押しになる。



※ 給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額される。

1. 個人所得課税の見直し(続き)

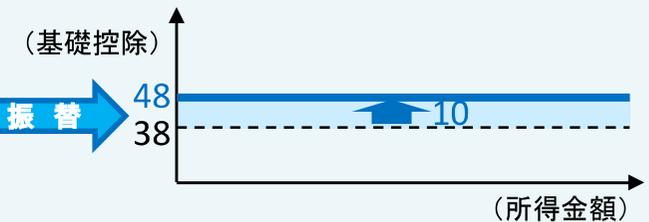
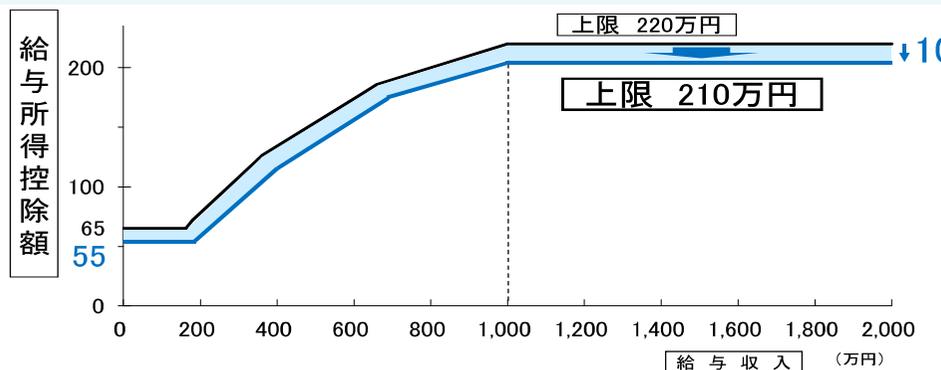
○給与所得控除の適正化

- ▶ 給与所得控除は、実際の勤務関連経費や諸外国の水準と比べても非常に高い水準。このため、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、上限を引き下げてきたところ。
- ▶ これまでの方針に沿って、控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き下げるが、子育て世帯(注1)、介護世帯(注2)には負担増が生じないよう措置を講ずる。
⇒ 前回の適正化(1,500万円→1,000万円)同様、96%の方には負担増なし。

(注1) 23歳未満の扶養親族を有する者

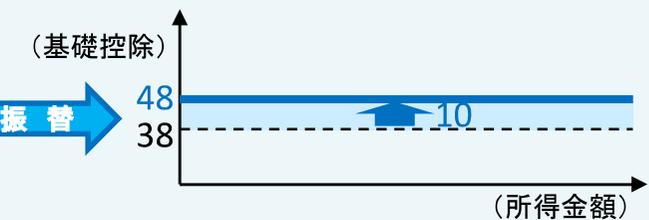
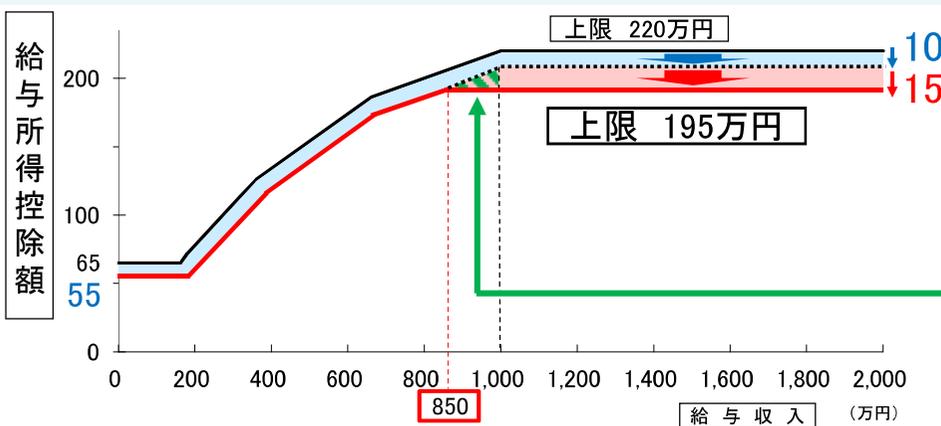
(注2) 特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等(いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)

子育て・介護世帯 ⇒ 負担増減なし



※ 個人住民税については、33万円から43万円に引上げ。以下同じ。

子育て・介護世帯以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増



※ 850~1,000万円の方は、徐々に負担額が増加

給与	850万円	900万円	950万円	1,000万円
負担増	なし	+1.5万円	+3.0万円	+4.5万円

2. デフレ脱却・経済再生（生産性革命の実現）

○ 賃上げ・生産性向上のための税制

➤ 企業が自己の収益を生産性向上のための設備投資や人材投資に振り向け、持続的な賃上げが可能となる環境を作り出すよう促すため、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講ずる。

(1) 賃上げ及び投資の促進に係る税制

- 【要件】①賃金：賃金引上げ率対前年度3%以上
 ②投資：国内投資が当期の減価償却費の9割以上
 ③教育訓練：教育訓練費が前2期平均の1.2倍以上

【税額控除】

- ・①及び②を満たした場合：賃上げ額の15%の税額控除
- ・①、②及び③を満たした場合：賃上げ額の20%の税額控除
 （控除上限：法人税額の20% ≒ 税負担換算：▲5%程度）

(2) 情報連携投資等の促進に係る税制

- 【要件】①投資：データ連携・高度利活用など、質の高い投資
 ②賃金：賃金引上げ率対前年度3%以上

【税額控除】（※特別償却（投資額の30%）との選択適用）

- ・投資額の5%の税額控除
 （控除上限：法人税額の20% ≒ 税負担換算：▲5%程度）

- ※ ②の要件を満たさない企業でも投資額の3%を税額控除
 （控除上限：法人税額の15%）

(3) 租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加している（当期所得金額＞前期所得金額）にも関わらず、賃上げと国内設備投資のいずれもほとんど行わない（対前年度賃金引上げ率≤0% かつ 国内投資≤当期の減価償却費の1割）大企業については、「研究開発税制」等の租税特別措置の一部について、その適用を行わない。

※ 中小企業における賃上げの促進に係る税制

【要件】

- ①賃金引上げ率対前年度1.5%以上
 ②賃金引上げ率対前年度2.5%以上かつ教育訓練費（前期の1.1倍以上）等

【税額控除】（控除上限：法人税額の20%）

- 賃上げ額の15%の税額控除
- 賃上げ額の25%の税額控除

現行（平成30年度（2018年度）～）
の法人実効税率：29.74%

実質的な税負担
：25%程度

実質的な税負担
：20%程度

2. デフレ脱却・経済再生（企業の事業承継・競争力強化）

○ 事業承継税制の拡充

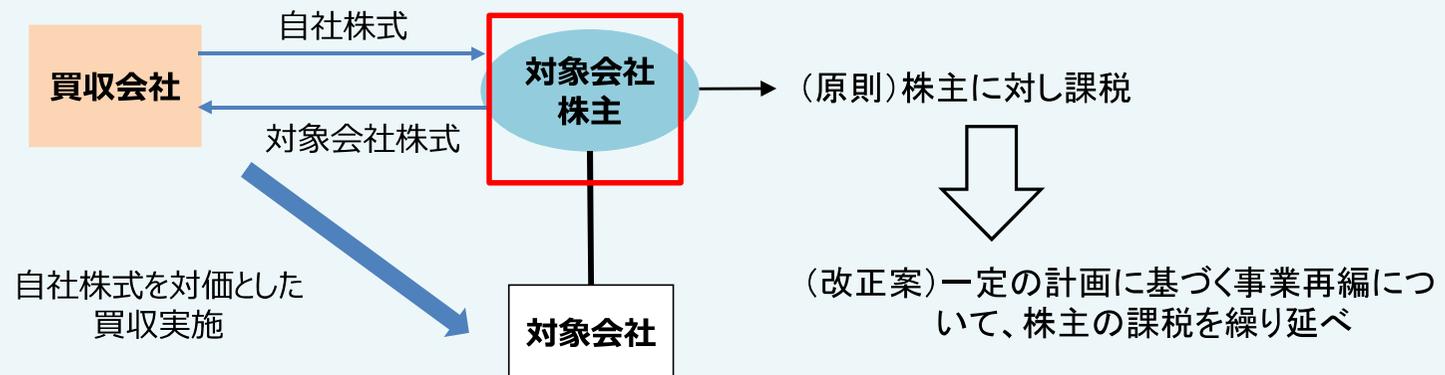
➤ 中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として、下記のような各種要件の緩和を含め、事業承継税制を抜本的に拡充する。

- ① 猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）を撤廃し、納税猶予割合を80%から100%へ引き上げ、贈与・相続時に納税負担が生じない制度とする。
- ② 雇用確保要件を弾力化。
- ③ 複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大。
- ④ 承継後に会社を譲渡（M&A）・解散した場合に贈与税額・相続税額を再計算することによって、後継者の将来の税負担に対する不安に対応。

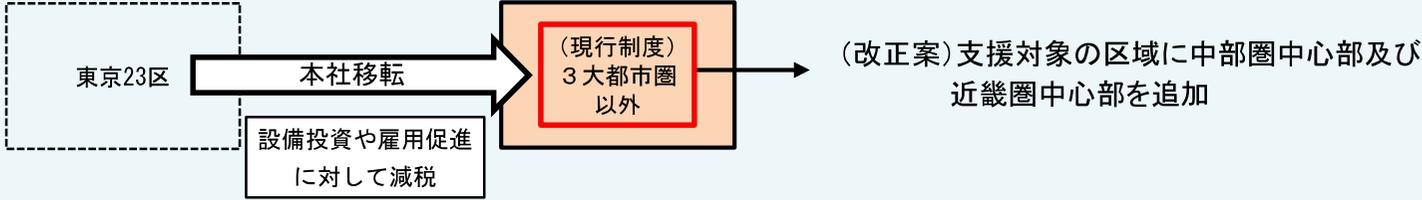
併せて、一般社団法人等を利用した課税逃れ等を防止するため、贈与税・相続税の課税を適正化。

○ 事業再編の環境整備

➤ ベンチャー企業などが自社外の経営資源や技術を積極的に取り込むよう促し、我が国企業の生産性を高める観点から、（大規模かつ迅速な取引が可能とされる）自社の株式を用いた事業再編（M&A）を円滑化。（M&Aに応じた株主に対する課税を繰り延べ）



2. デフレ脱却・経済再生（観光立国・地方創生の実現）

<p>○ 観光財源の確保</p>	<p>➤ <u>観光促進のための税として、国際観光旅客税(仮称)を創設し、平成31年(2019年)1月7日以後の出国旅客に定額・一律(1,000円)の負担を求めることにより、高次元の観光施策のための財源を確保。</u></p> <p>➤ 2020年訪日外国人客4,000万人目標等に向け、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化及び地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上に資する施策に財源を充当。</p>
<p>○ 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上</p>	<p>➤ 外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化を図る観点から、</p> <p>① 一定の条件の下、「<u>一般物品</u>」と「<u>消耗品</u>」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする(現行、「一般物品」と「消耗品」それぞれで下限額を満たす必要)。</p> <p>② 現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)を廃止し、<u>免税販売手続の電子化を進める。</u></p>
<p>○ 地方拠点強化税制の見直し</p>	<p>➤ 東京から地方への移転を促す観点から設けられた、地方拠点強化税制について、<u>東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても減税措置を設けるなどの見直しを行う。</u></p> <p>※ 地方拠点強化税制:東京一極集中の是正を図るため、東京23区から地方に本社を移転した際などに、設備投資や雇用促進に対して減税措置を設けるもの</p> 

3. 経済社会の国際化・ICT化等への対応

○ 国際課税に関する制度の見直し	<ul style="list-style-type: none">➤ <u>日本企業の健全な海外展開を支えつつ、国際的な脱税や租税回避に対して効果的に対応。</u>➤ 「<u>BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト</u>」を着実に実施する取組みの一環として、日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「<u>恒久的施設</u>」の範囲について、<u>租税回避を防止するための見直しを行う。</u>➤ 今後も、「<u>BEPSプロジェクト</u>」の合意事項を踏まえ、<u>移転価格税制、過大支払利子税制及び義務的開示制度</u>について検討するなど、<u>国際合意に則った制度の整備を進める。</u>
○ 外国人の出国後の相続税納税義務の見直し	<ul style="list-style-type: none">➤ <u>高度外国人材等の受入れと長期滞在を更に促進する観点から、外国人が出国後に行った相続・贈与については、原則として国外財産には課税しない(出国から2年以内に再び日本に住所を戻した場合には、租税回避抑制の観点から、出国後に行った贈与に課税)。</u>
○ 円滑・適正な納税のための環境整備	<ul style="list-style-type: none">➤ <u>経済社会のICT化等を踏まえ、納税者利便を向上させるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化等を推進。</u><ul style="list-style-type: none">① <u>申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、大法人に電子申告を義務化。</u>② <u>所得税の確定申告・年末調整手続の電子化を推進。(再掲)</u>➤ <u>金の密輸事件が多発している状況等に対応するため、関税法・消費税法等の罰則を強化。</u>➤ <u>一般社団法人等を利用した課税逃れ等を防止するため、贈与税・相続税の課税を適正化。(再掲)</u>

4. たばこ税の見直し

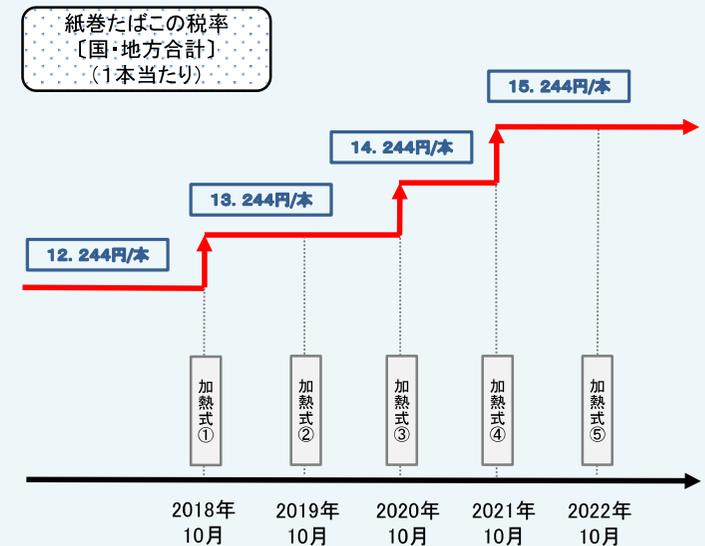
○ 紙巻たばこの税率の引上げ

➤ 高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、1本当たり3円引上げ。

➤ 消費者・葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響に配慮し、平成30年(2018年)10月より1本当たり1円ずつ3段階に分けて実施。

※ 事業者等の予見可能性を高めるため、見直しのスケジュールを法定。

たばこ税率の引上げスケジュール



○ 加熱式たばこの課税方式の適正化

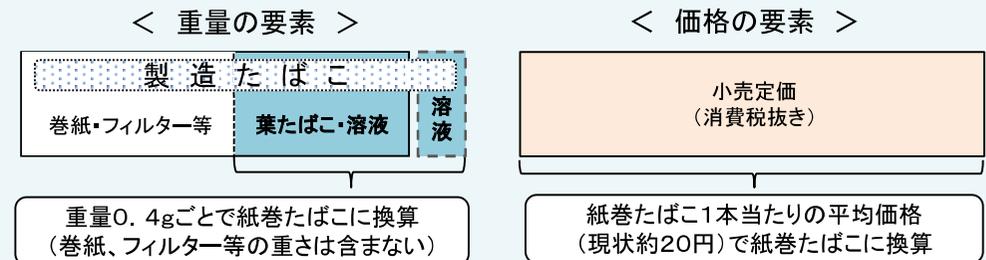
➤ 近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直し。

➤ 平成30年(2018年)10月から実施。開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、5年間かけて段階的に移行。

《加熱式たばこの新課税方式》

① 重量計算を、「葉たばこ」と「溶液」の重量に見直し。

② 「価格」に応じた課税方式を導入。



「重量」と「価格」の要素は、1:1の比率で紙巻たばこに換算